平成22年第9回(12月)川南町議会定例会会期表[10日間] 摘 要 目 次 月 日 曜 開会 本会議(議案上程•提案理由説明) 第 1日 12月6日 月 第 2日 議案熟読 12月7日 火 本会議(一般質問:2人) 第 3日 12月8日 水 (議案質疑・委員会付託)委員会 第 4日 12月9日 木 特別委員会 特別委員会 第 5日 12月10日 休会 第 6日 12月11日 土 第 7日 12月12日 休会 委員会 第 8日 12月13日 月 委員会 第 9日 12月14日 火 第 10 日 12月15日 水 本会議(委員長報告·討論·採決)

目 次

音	亦	***************************************				
応招	議員・	不応招議員				
			第1号	(12月6日)
本日	の会議	に付した事件 …				
出席	議員・	欠席議員•事務局出	席者·説明員			
開	会					
		諸般の報告・会期の	の決定について・会	会議録	器名議員の持	指名
		議案上程•提案理	由説明(議案第62	号)		
		議案上程•提案理	由説明(議案第63	号~(66号)	
		議案上程•提案理	由説明(議案第67	号)		
		諮問第 3号(人権	擁護委員)			
		請願第 2号•説明	•委員会付託			
		請願第 3号•説明	•委員会付託			
		請願第 4号•説明	•委員会付託			
		請願第 5号•説明	•委員会付託			
		請願第 6号•説明	•委員会付託			
閉	会					
			第2号	(12月8日)
本日	の会議	に付した事件 ―				
出席	議員・	欠席議員・事務局出	席者·説明員	~~		
開	会					
	一般質	質問				
		1 米山岩	知 子			
		2 内藤	逸 子		*****************	
		議案質疑•委員会	付託(議案第62号	•)		
		議案質疑·委員会	付託(議案第63号	~第6	66号)	
		議案質疑•委員会	付託(議案第67号	·)		
関	会				~~~~	

第3号 (12月15日)

本日0	会議	能に付した事件 	69								
出席請	銭員・ク	欠席議員・事務局出席者・説明員	70								
開	会										
		委員長報告·討論·採決 (議案第62号~第66号)	71								
		委員長報告•討論•採決 (議案第67号)	74								
		諮問第 3号(人権擁護委員)・採決	74								
		委員長報告・討論・採決 (請願第 2号~第 3号)	75								
		委員長報告・討論・採決 (請願第 4号)	76								
		委員長報告・討論・採決 (請願第 5号)	77								
		委員長報告・討論・採決 (請願第 6号)	78								
		発議第 9号「議会改革調査特別委員会」設置に関する決議									
		発議第10号(意見書)·討論·採決	79								
		発議第11号(意見書)·討論·採決	81								
		発議第12号(意見書)·討論·採決	83								
		発議第13号(意見書)·討論·採決	85								
		発議第14号(意見書)·討論·採決	87								
		発議第15号(意見書)·討論·採決	88								
閉	会		89								

川南町告示第174号

平成22年第9回(12月)川南町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年12月1日

川南町長 内野宮 正 英

1 期日 平成22年12月6日

2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(15名)

1番 林 田 幸 雄 君 2番 徳弘 美津子 君 3番長野義勝 君 4番 黒木 則人 君 5番 今 井 伸 二 君 6番 江藤 和利 君 7番内藤 逸子 君 8番 竹 本 修 君 9番 中 村 守 君 10番 米 山 知 子 君 11番山 下 壽 君 12番 久木野 清人 君 13番濱本 義則 14番 河 野 幸 夫 君 君 15番川 越 忠明 君

○ 不応招議員(なし)

平成22年第9回(12月)川南町議会定例会会議録(初日)

平成22年12月6日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

平成22年12月6日 午前9時00分開会

日程第二	1	諸般の報告について						
日程第 2	2	会期の決定について						
日程第:	3	会議録署名詞	議員の指名について(林田幸雄・徳弘美津子)					
日程第一	4	議案第62号	第5次川南町長期総合計画基本構想について					
日程第	5	議案第63号	平成22年度川南町一般会計補正予算(第7号)					
日程第(6	議案第64号	平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)					
日程第	7	議案第65号	平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)					
日程第	8	議案第66号	平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)					
日程第:	9	議案第67号	西都児湯広域市町村圏協議会の廃止について					
日程第10)	諮問第 3号	人権擁護委員の推薦について					
日程第11	l	請願第 2号	350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の 請願書					
日程第12	2	請願第 3号	地域医療と国立宮崎病院の充実を求める請願書					
日程第13	3	請願第 4号	地域活性化のために大久保養豚農業協同組合所有地(別紙)の 有効利用を求める請願書					

出席議員(15名)

1番	林	田	幸	雄	君	2番	徳弘 身	美津子	君
3番	長	野	義	勝	君	4番	黒 木	則人	君
5番	今	井	伸	\equiv	君	6番	江 藤	和 利	君
7番	内	藤	逸	子	君	8番	竹 本	修	君
9番	中	村		守	君	10番	米 山	知 子	君
11番	山	下		壽	君	12番	久木野	清人	君
13番	濱	本	義	則	君	14番	河 野	幸夫	君
15番	Ш	越	忠	明	君				

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長		君	副町長	蓑原 敏朗 君
教育長	佐藤 賢一郎	君	会計管理者 ·会計課長	佐藤 むつ子 君
総務課長		君	総合政策課長	器 橋 司 君
農林水産課長	押 川 義 光	君	農村整備課長	横 尾 剛 君
建設課長	一村 井 俊文	君	上下水道課長	河 野 秀 二 君
農業委員会 事務局長	高 松 秀 樹	君	教育総務課長	永 友 好 典 君
生涯学習課長	吉田 喜久吉	君	税務課長	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
町民課長	佐 藤 弘	君	環境対策課長	
健康福祉課長		君	代表監査委員	

午前9時00分開会

○議長(川越 忠明君) おはようございます。ただ今から平成22年、第9回川南町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員、議員控室へ移動願います。

午前9時01分休憩 ------

午前9時30分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第 1 「諸般の報告」

を行います。前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。なお、例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。 以上で報告を終わります。

日程第 2 「会期の決定について」

を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から15日までの10日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から15日までの10日間に決定しました。

日程第 3 「会議録署名議員の指名」

を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、【林田 幸雄】君 及び【徳弘 美津子】君を指名します。

日程第 4 議案第62号「第5次川南町長期総合計画基本構想について」

を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

〇町長(内野宮 正英君) おはようございます。ご苦労さまでございます。よろしくお願いをいたします。それでは、議案第62号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、現在の第4次川南町長期総合計画が平成22年度をもって計画期間が終了するため、 本町の行政施策の大綱を長期的視野にたって、新たに第5次川南町長期総合計画を策定いたしま した。今回の計画にあたっては、「活かす」「育てる」「安らぐ」を基本理念に掲げ、

- ●豊かな自然と共生する安全・安心なまちづくり
- ●地域の特性・資源を活かした輝くまちづくり
- ●健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- ●生きる力を育む人づくり、まち文化づくり
- ●みんなで創るまちづくり

を基本目標に行政と町民が一体となり、将来像に掲げております「自然と調和した輝くまち新生かわ みなみ」を実現するための基本構想であります。 基本構想については、川南町総合計画審議会に諮問し、答申をいただきましたので議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長(川越 忠明君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 5 議案第63号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第7号)」

日程第 6 議案第64号「平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」

日程第 7 議案第65号「平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)」

日程第 8 議案第66号「平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)」

以上、4議案を一括議題とします。朗読は省略します。本4議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(内野宮 正英君) 議案第63号から議案第66号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。議案第63号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,324万1千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,496万6千円とするものでございます。

それでは、その主なものにつきまして、第1表の歳入から順を追ってご説明申し上げます。

国庫支出金は、288万円の計上で、主なものは地域介護・福祉空間整備等施設整備事業117万 2千円、長寿命化修繕計画策定事業100万円を計上しました。

県支出金は、1,725万円の計上で、主なものは経営体育成交付金に806万3千円、茶業経営構造改革総合対策事業補助金439万7千円、森林整備地域活動支援交付金事業190万6千円を計上しました。

寄附金170万円は、川南町口蹄疫対策支援金配分委員会の決定を受け、文化ホール自主事業の入場料を無料化することといたしましたので寄附金として受け入れ、諸収入の自主事業入場料を減額するものでございます。

繰入金の主なものは、財源調整のため財政調整基金繰入金4,271万2千円を計上するものでご ざいます。

次に歳出について、ご説明申し上げます。

1款から10款までの人件費に関する経費は、国の人事院勧告に伴い、先日の臨時議会で可決いただきました「川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」により減額をしております。

総務費の主なものは、運動公園サブグランド用地を広げるため、まちづくり交付金事業の組み換えを計上しました。民生費は、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業に117万2千円、衛生費は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金212万2千円、上水道の配水管布設替え費用として3,500万円を計上しました。農林水産業費1,579万4千円の主なものは、経営体育成事業交付金806万3千円、茶業経営構造改革総合対策事業439万7千円の計上でございます。土木費876万5千円の主なものは、下水道事業特別会計繰出金670万1千円を減額し、道路維持費に460万円、都市下水路費750万円、住宅管理費の修繕料200万円を計上しました。教育費は、図書購入費300万円が主なものでございます。

次に、議案第64号は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ461千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,603万7千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入でありますが、使用料及び手数料360万円と諸収入(消費税還付金)264万円を計上し、一般会計繰入金670万1千円を減額いたしました。また、歳出では、給与条例改正に伴う下水道事業費の人件費14万1千円と委託費32万円を減額するものでございます。

次に、議案第65号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ140万5千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,901万2千円とするものでございます。

歳入の分担金及び負担金102万9千円、国庫支出金14万9千円、支払基金交付金7万9千円、 県支出金7万4千円、繰入金7万4千円については、ホームヘルプサービス事業、訪問給食事業の 利用者増によるもので、それに対する歳入計上であります。

歳出の保険給付費につきましては、予算の組み換えということで計上いたしております。基金積立金については財源調整のための計上であります。地域支援事業につきましては、ホームヘルプサービス事業と訪問給食サービス事業の利用者増が見込まれるための追加計上であります。諸支出金については、過誤納還付金の不足が見込まれることと償還金の確定による返還金と繰出金を計上しております。

次に、議案第66号は、収益的支出の水道事業費用33万4千円を減額し、収益的支出の総額を3億1,300万円とするものでございます。投資的経費の資本的収入に出資金3,500万円を計上し、資本的収入の総額を3,500万1千円とするものでございます。また、資本的支出に3,500万円を計上し、資本的支出の総額を2億5,457万円とするものでございます。

次に、予算第6条に定めていた、職員給与費4,410万円を給与条例改正に伴い33万4千円を減額と総額を4,376万6千円とするものでございます。

以上4議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いをいたします。

- ○議長(川越 忠明君) 補足説明があればこれを許します。
- ○総務課長(吉田 一二六君) 議案第63号総務課関係につきまして、補足説明を申し上げます。 各歳入項目で、歳出と関連する部分につきましては、それぞれ関係所管課等が歳出の方で説明いたします。

1款から10款の人件費に関する補正につきましては、国の人事院勧告に伴う「国家公務員の一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に準じ、「川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正」の承認をうけまして、給与等の減額や調整を行うものでございます。詳細につきましては、30ページから31ページの給与費明細書を見ていただきたいと思います。

26~27ページをお願いいたします。9款1項4目8節報償費91万円は、消防団員退職功労金の 積算誤りにより、今回追加計上させていただくものでございます。15節工事請負費45万円は、全国 瞬時警報システム整備事業で当初使用する予定でありました県防災無線衛星(V-SAT)が老朽化 し、CS アンテナへの仕様変更が生じたための工事請負費でございます。以上で、補足説明を終ります。

〇総合政策課長(諸橋 司君) 議案第63号総合政策課関係につきまして、補足説明を申し上げます。

14、15ページをお願いします。中ほどになりますけど、2款1項6目まちづくり交付金事業の15節工事請負費1,059万3千円の減額、17節公有財産購入費1,159万3千円の予算計上、22節補償補てん及び賠償金100万円の減額は、高森公園用地取得のため予算の組替えを行うものでございます。以上で、補足説明を終わります。

〇農林水産課長(押川 義光君) 議案第63号農林水産課関係につきまして、補足説明を申し上げます。

22、23ページをお願いいたします。6款1項3目19節負担金補助及び交付金中、融資主体型補助事業補助金806万3千円は、8戸の農家がトラクター等の農業機械を導入する事業に対し補助するものでございます。同じく茶業経営構造改革総合対策事業439万7千円は、3戸のお茶農家が防霜ファン40基を設置する事業に対し補助するものでございます。5目19節負担金補助及び交付金中「みやざきの花」産地パワーアップ推進事業29万9千円は、川南花き生産組合が光防虫器を用いた実証・検討を行う事業に対し補助するものです。同じく果樹ブランド力向上産地戦略推進事業36万4千円は、尾鈴地区マンゴー生産組合が非破壊糖度計を導入する事業に対し補助するものでございます。2項2目19節負担金補助及び交付金190万7千円は、森林施業計画に基づき、児湯広域森林組合が樹齢45年以下の人工林190.61~ククールの被害状況確認作業を実施する事業に対し補助するものです。3項1目19節負担金補助及び交付金97万5千円は、種子島周辺漁業対策事業として、川南町漁業協同組合荷捌き所北側に直売所用冷凍施設設置に対し補助するものです。

以上で、補足説明を終わります。

〇上下水道課長(河野 秀二君) 議案第63号上下水道課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

20ページをお開き下さい。4款1項6目19節の負担金補助及び交付金212万2千円は、合併浄化槽の5基分の設置補助金であります。当初で50基分計上していましたので合計で55基となります。次に、26ページをお開き下さい。8款3項1目28節の繰出金670万1千円の減額は、下水道使用料360万千円の増、消費税還付金264万円、委託費の入札残32万円、給与条例改正に伴う14万1千円の減によるものであります。同じく、8款3項4目15節の工事請負費750万円は、都市下水路整備費用です。整備場所は、Aコープ北側から運動公園へ向かって流れている中里都市下水路の未整備区間(旧影石商店横)約30メートルを現在工事中の建設課が工事を行っております上町・南中須線の道路工事に合わせて計画をするものでございます。以上で、補足説明を終わります。

〇建設課長(村井 俊文君) 議案第63号建設課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

24~25ページをお願いします。8款2項2目15節工事請負費460万円は、通浜・北通山線道路舗装改修工事で起点側L=90メートルの改修と長岡・登り口線(山本小学校運動場東側)道路側溝改修工事L=122メートル分の予算を計上しました。3目13節委託料100万円は、L=10メートル未満の橋梁10橋分の橋梁点検業務でございます。26~27ページをお願いします。2項3目22節補償補てん及び賠償金46万円は、銀座・大内線と県道都農・綾線との交差点改良に伴います工作物2件分の補償費でございます。4項1目11節需用費200万円は、町営住宅管理費の不足が予想されますので予算を計上しました。以上で、補足説明を終わります。

〇上下水道課長(河野 秀二君) 議案第66号につきまして、その補足説明を申し上げます。

1ページをお開き下さい。第2条第1款第1項の33万4千円の減額は、給与条例改正に伴う減であります。第3条の資本的収入1款1項の出資金に3,500万円を計上し、資本的支出1款1項の建設改良費に3,500万円を計上いたしました。工事の内容は、銀座・大内線(山本小から掛迫地区)に配水管(石綿管150ミリ)が960m 布設してあり、数年に1回程度の漏水修理が、今年度になり4回の修理を行いました。修理は、配水量を絞らないと出来ず、絞ったことにより高台の一部では水圧不足が生じました。仮に、断水しないと修理が出来ない状況となると約1,000戸の断水となります。このことから、急ではありますが石綿管から耐震管への布設替予算を計上させていただきました。以上で、補足説明を終わります。

○議長(川越 忠明君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第 9 議案第67号「西都児湯広域市町村圏協議会の廃止について」 を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

〇町長(内野宮 正英君) それでは、議案第67号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。この議案は、都道府県知事が圏域を設定し、行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものとして廃止され、新たに、「定住自立圏構想推進要綱」が通知されたところであります。西都児湯広域市町村圏協議会については、平成22年度総会において、平成23年3月31日をもって廃止する方向になりましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により、西都児湯広域市町村圏協議会を設置している地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長(川越 忠明君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第10 諮問第 3号「人権擁護委員の推薦について」

を議題とします。朗読は省略します。本諮問について、提案理由の説明を求めます。

〇町長(内野宮 正英君) 諮問第3号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。この諮問は、人権擁護委員の永友壯典氏が平成23年3月31日をもって任期満了となられますので、その後任として、平田順一氏を推薦したく提案するものでございます。平田氏は、昭和46年4月に神奈川県教育委員会に教員として採用され、平成20年3月に小学校長で退職されるまで、永きにわたり教育行政に携われました。平田氏は、人格識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として適

任でございます。ご同意いただきますようお願いをいたします。

○議長(川越 忠明君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第11 請願第 2号「350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願 書」

を議題とします。議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(永友 尚登君) それでは、請願を朗読させていただきます。

350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願書

平成 22 年11月16日

川南町議会議長 川越忠明 殿

請願代表者 〒880-0873 宮崎市堀川町8番地 すべての肝炎患者の救済を求める宮崎の会 代表 小倉悦子

紹介議員 竹本 修 山下 壽

【請願趣旨】

わが国にはB型・C型肝炎患者が350万人もおり、その大半は輸血、血液製剤の投与、集団予防接種における針・筒の使い回しなどの医療行為による感染、国の責任による医原病とされます。ウイルス性肝炎は慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝臓ガンに進行し、命が危険となる重大な病気です。

肝炎患者のうち、フィブリノゲンなど特定の血液製剤を投与して感染したことが、カルテなどで証明できた薬害C型肝炎被害者にのみ、裁判手続きを経て国が給付金を支払う「薬害肝炎救済特別措置法(以下「救済特措法」)」が平成20年1月に制定されました。

しかし、C型肝炎患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するので、気づいた時にはカルテの保存義務の5年が過ぎており、殆どの患者はカルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、救済特措法による救済から除外されています。救済特措法制定の際の衆参両議院の付帯決議にもあるように、①手術記録、母子手帳等の書面②医師等の投与事実の証明③本人・家族等による証言によって、特定血液製剤による感染の可能性のある患者は、薬害被害者として認め、救済特措法を適用し、広く救済するという枠組みにしなければ、救済されません。

また集団予防接種の際の注射器の連続使用によって、B型肝炎感染被害を出した予防接種禍事件では、最高裁での司法判断が下され、国の責任が確定しています。しかし、今なお原告患者と国との係争が続いており、集団予防接種による感染が疑われるB型肝炎感染被害者の救済と早期の解決が求められています。

このような状況の中で、患者たちの命をかけた運動と、全国の地方自治体首長、地方議会の後押しや国民世論の高まりもあって、我が国最大の感染症となったB型・C型肝炎感染は国の責任であることが明記され、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた「肝炎対策基本法(以下「基

本法」)が、平成21年11月に制定され、今年1月1日施行されました。

しかしながら、患者救済の根拠となる「基本法」はできましたが、国の肝炎対策基本指針意見書を 採択し、国会と政府に提出してくださいますよう、別紙の資料を添えて、請願いたします。

記

- 1) 肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。
- 2)「救済特別措置法」による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶証言などをもとに、特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者も救済すること。
- 3)集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。
- 4) 肝庇護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治旅費への支援、生活保障をおこない、 基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策を進めること。
- 5) ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などを図ること。
- 6) 医原病であるウイルス性肝炎の発症者に、一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度 を確立すること。
- 7) 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。

以上 地方自治法第124条により請願書を提出します

以上であります。

- ○議長(川越 忠明君) ただ今、朗読したとおりでありますが、補足説明の要があれば紹介議員 の発言を許します。
- ○議員(竹本 修君) 350万人のウイルス性患者の救済に関する請願書の補足説明を申し上げます。肝炎被害者のみ国が支払う薬害肝炎救済特別措置法が平成20年1月に制定されています。このことは被害者のみのことであり、発病するまでに長い人は5年もかかることから手術記録、医師投与事実の証明が難しく、肝炎対策基本法を平成21年11月に制定され、1月に施行されていますが、さらに国の肝炎対策基本指針を求めるものでございます。ちなみに、平成20年度に開始されました肝炎治療助成制度、自己負担がありますが、その受給者が川南町におきましては、B型、C型肝炎の方がこの3年間で22名おられますが、全患者の数%にしかならないと思われます。これらのことを踏まえて、各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願い申し上げ、補足説明といたします。
- ○議長(川越 忠明君) 以上で説明を終わります。本請願の取り扱いについては、調査の必要もあるかと思いますので、常道にしたがい、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第12 請願第 3号「地域医療と国立宮崎病院の充実を求める請願書」 を議題とします。議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(永友 尚登君) それでは請願を朗読させていただきます。

請願書

2010年11月15日

川南町議会 議長 川越 忠明 殿

請願者

全日本国立医療労働組合宮崎支部 支部長 児玉 敬子 宮崎県児湯郡大字川南町大字川南 19403-4 独立行政法人国立病院機構宮崎病院内

地域医療と国立宮崎病院の充実を求める請願書

紹介議員 竹本 修

(請願趣旨)

医師・看護師不足や公的病院の縮小・閉鎖によって、救急患者の受け入れ先がない等、地域医療が崩壊しかねない実態が全国で生じています。特に宮崎県は研修医希望者が過去最低の30人で慢性的な医師不足はなかなか解消されず、都市間の地域格差が広がっています。

国立病院はがん・循環器などの高度医療や研究とともに、重症心身障害、筋ジストロフィー、結核・ 感染症、精神医療、災害医療、へき地医療など、民間では困難な分野を担い、地域においても重 要な役割を果たしています。しかし、政府は「独立行政法人の原則廃止」を掲げ、4月に行われた 「事業仕分け」では、国立病院に対して非効率病床の削減など、更なる経営合理化を求める意見が 出され、「事業規模の縮小、他の公的病院も含めた再編成の検討など」のとりまとめがされました。ま た人件費や運営交付金の一律削減がなされ病院運営にも支障をきたしています。国民の立場で無 駄遣いを是正する事は必要ですが、いのちや暮らしに関わる部門は最優先されるべきものです。

国立宮崎病院においても医師不足は深刻で、一般病棟は10月から集約され、60床の一個病棟となりました。一般病棟では内分泌(特に糖尿病)、整形外科において西都・児湯地区でも重要な役割をしめしています。整形外科で手術を受ける患者さんは高齢者も多く、複数の病気を特っている方もいて循環器や呼吸器・消化器の医師も必要です。

重症心身障害病棟は県北の拠点病院で、呼吸器や持続的に吸引が必要などリスクの高い患者を 県内全域から受け入れ、入院されている120名の患者さんは家庭での介護や社会復帰が困難な方 ばかりです。患者さんの高齢化、重症化もすすみ呼吸器装着者6名・経管栄養者19名と増えてきています。高齢により呼吸障害や嚥下障害をおこす患者さんも増え、気管切開や経管栄養が必要になってきています。現在は診療援助で見えている消化器内科医と小児科医とで内視鏡下での胃瘻増設術は行われていますが、外科医がいない為、外科的な処置や気管切開・開腹術が必要な時は県病院などに転院してもらう現状で家族の負担も大きなものです。呼吸障害の患者さんが増えると呼吸器専門の医師も必要です。また、在宅障害児の支援にも努め、B型通園事業や短期入院(定数6床)も行っています。

重症心身障害病棟も再来年には、病棟建替を機に60床の二個病棟に集約される予定です。病 床数は減りませんが、スタッフの動線が長く、死角になるところが増え、患者さんへの影響が心配さ れます。そのためには、夜勤人員の大幅増員、呼吸器管理のための臨床工学士なども必要です。

国立病院機構宮崎病院に入院中の患者さんが安心して療養でき、地域住民の医療により一層貢献できるよう、以下の項目につき国・県をはじめ関係機関に強く要請していただきますようお願い致します。

(請願項目)

- 1、国立宮崎病院を総人件費一律削減の対象から除外し、医師・看護師はじめ必要人員を確保してください。
- 2、国立宮崎病院を縮小・廃止、民営化することなく、診療機能の充実強化を図ってください。
- 3、国立宮崎病院を運営交付金の一律削減の対象から除外し、必要な予算を確保してください。

以上のとおりであります。

- ○議長(川越 忠明君) ただ今、朗読したとおりでありますが、補足説明の要があれば紹介議員の 発言を許します。
- ○議員(竹本 修君) 地域医療と独立行政法人国立宮崎病院の充実を求める請願書の補足説明を申し上げます。医師看護師不足により、都市間との地域医療格差が広がり、救急患者の受け入れができない状況になりつつあります。この国立病院の充実を求めることは、川南町議会としても平成20年度までは特別委員会を設け、地域の医療機関として救急医療をはじめとする内容充実を求めてきた経過がありますが、政権が変わる中で事業仕分け等の政策の中で、病床の削減、人件費の一律削減等の経営合理化を求められています。中でも、重症心身障害病棟は県北の拠点病院であり、県内各地から受け入れ、入院されている120名は、高齢化、重症化も進み、呼吸障害の患者が増えるなど、日々医師、看護師の必要性が増しております。このような状況を関係機関に申し上げたく、各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願い申し上げ、補足説明といたします。
- ○議長(川越 忠明君) 以上で説明を終わります。本請願の取り扱いについては、調査の必要もあるかと思いますので、常道に従い、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 請願第 4号 「地域活性化のために大久保養豚農業協同組合所有地の有効利用を 求める請願書」

を議題とします。議会事務局長に朗読させます。

〇議会事務局長(永友 尚登君)

請 願 書

地域活性化のために大久保養豚農業協同組合所有地(別紙)の有効利用を求める請願書

紹介議員 河野幸夫 黒木則人

地域活性化のために大久保養豚農業協同組合所有地(別紙)の有効利用を求める請願

1. 請願の趣旨

大久保養豚農業協同組合解散にともない、多目的集会施設の寄付採納頂き、川南町で管理運営を頂くとともに、東地区運動公園周辺の組合所有地及び施設を買収され、東運動公園と一体的な有効活用をお願いします。

2. 請願の理由

大久保養豚農業協同組合は、購買・販売・特殊・子豚協同育成・生産資材の販売を業種として設立、地域内一貫経営方式による養豚産業をこの地域にスタートさせ、年次計画拡大により大規模養豚団地に発展、地域経済の柱として、また地域活性化の一翼を担ってきました。しかしながら、近年では経済情勢、農業従事者の高齢化、後継者不足による生産基盤の弱体も懸念され、農業所得に大きな影響を与えております。平成18年から大久保養豚農業協同組合の状況は、利用組合員の減少とともに飼養母豚数が減り、事業も伸び悩み、悪性の疾病や飼料の高騰も重なり、利用組合員が更に減少するという悪循環に陥り、この度、経営困難と判断し、平成22年3月31日をもって解散する事となりました。

地域住民、・組合員とともに歩んだ61年間の組合運営に終止符を打つことは、まさに断腸の思いでありますが、苦渋の判断をしたしだいであります。

つきましては、これまで地域住民・組合員の活動に貢献してきた多目的集会施設等については、 広き行政においても利用されているところであり、地域活性化の拠点として今後もかかせない施設で あります。さらには、災害時の避難場所として活用できますことは申すまでもないことであります。

また、大久保養豚農業協同組合所有地及び施設は、東地区運動公園に隣接し、町内の各種大会が行われるほか、地域内外に暮らします子供から高齢者のコミュニティ形成に大いに役立っているところであります。

町におかれましては、財政状況が逼迫するなか厳しい運営を迫られていることは認識いたしていま

すが、ぜひとも、多目的集会施設を寄付採納頂き、同施設を今後も存続・運営頂きますとともに、大 久保養豚農業協同組合所有地及び施設を買収下さり、町民に広く供用頂きますようお願い致しま す。

以上、地方自治法124条の規定により、上記の請願書を提出いたします。

平成22年11月29日

川南町議会議長 川越忠明 殿

請願代表者 大久保養豚農業協同組合 代表清算人 河野 武績

以上であります。

○議長(川越 忠明君) ただ今、朗読したとおりでありますが、補足説明の要があれば紹介議員の 発言を許します。

〇議員(黒木 則人君) 大久保養豚農業協同組合所有地有効利用を求める請願について補足説明をいたします。大久保農協は、戦後間もない昭和23年にでんぷん加工場として設立され、順調に事業を伸ばし、でんぷんの自由化後は養豚を主体とした事業に取り組み、一時は大久保方式として一躍話題にもなりました。時代の変革に翻弄されながらも、地区民一体となり、心のよりどころとして歴史を積み重ねてまいりましたが、専門農協としての厳しさもあり、平成22年3月31日をもって解散することになりました。残った資産、豚舎、土地については、経営を継承されることになりますが、多目的集会施設寄附採納は、昭和56年大久保農協が主体となり地域住民の趣旨、国、県、町の補助により建設されました。隣接する町営東運動公園2.2~クタールは、平成4年、でんぷん工場跡地を中心とし、地権者6名の協力により整備されました。両施設ともさかんに利用されております。今後、組合所有地11,977.70平方メートルの土地を買収いただき、土地の利用と隣接する東運動公園と多目的施設を一体化し、住民の研修、集会、スポーツの活動拠点として活用いただき、町民のさらなる融和と活性化の施設となることと思います。以上のことは大久保農協組合員はもちろん、地域住民の願いであります。議員各位の理解とご賛同をいただきますようお願いして、補足説明といたします。

○議長(川越 忠明君) 以上で説明を終わります。本請願の取り扱いについては、調査の必要もあるかと思いますので、常道に従い、総務常任委員会に付託します。

日程第14 請願第 5号「免税軽油制度の継続を求める請願」 を議題とします。議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(永友 尚登君) それでは、請願を朗読させていただきます。

免税軽油制度の継続を求める請願

2010年12月3日

川南町議会議長 川越忠明 殿

請願団体 宮崎県農民組合連合会 代表者 会長 落合幹雄 住 所 宮崎県宮崎市大宇田吉 158 番地

紹介議員 内藤逸子

[請願趣旨]

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは20 12年(平成24年)3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油引取税(1リットル1あたり32円10 銭)を免税するという制度で、農業用の機械(耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜 産用機械など)や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、 申請すれば免税が認められてきました。

免税軽油制度がなくなれば、いまでさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使 う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻です。制度の継続は、地域農業 の振興と食糧自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

以上の主旨から下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出していただくことを請願します。

[請願項目]

1、免税軽油の制度を継続していただくこと

以上であります。

- ○議長(川越 忠明君) ただ今、朗読したとおりでありますが、補足説明の要があれば紹介議員の 発言を許します。
- ○議員(内藤 逸子君) ただ今請願趣旨を読んでいただいたとおりなのですが、農家は今回の口 蹄疫で大打撃を受けている中で、また、この軽油の免税制度がなくなると負担が大きくなります。収 入も途絶えている中で、高い軽油ではなかなか経営を圧迫しますので、これを請願して意見書を出

していただくようにお願いいたします。皆さんのご賛同をお願いいたします。

〇議長(川越 忠明君) 以上で説明を終わります。本請願の取り扱いについては、調査の必要もあるかと思いますので、常道に従い、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第15 請願第 6号「米価の大暴落に歯止めをかけるための請願」 を議題とします。議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(永友 尚登君) それでは、請願を朗読させていただきます。

米価の大暴落に歯止めをかけるための請願

2010年12月3日 川南町議会議長 川越忠明 殿

> 請願団体 宮崎県農民組合連合会 代表者 会長 落合幹雄 住 所 宮崎県宮崎市大宇田吉158番地

紹介議員 内藤逸子

[請願趣旨]

農水省は、米戸別所得補償モデル事業によって米の需給は均衡し、米価は安定するとしてきましたが、相対価格は下落を続け、22年産の9月の相対価格は前年を14%、2,000円も下落する事態に至っています。

各地のJAが示した概算金は1万円程度、中には7千円台という驚くべき水準で、農家に衝撃を与えています。いま農村では、農家があまりにも安い米価に失望し、無策で冷淡な政府の姿勢に憤りを募らせています。こうした事態を生み出した最大の原因は、戸別所得補償を口実に「価格対策はとらない」と公言してきた政府の姿勢にあることは明らかです。

この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、かつて経験したことのない米価の下落が、日本農業の大黒柱である稲作存続の土台を破壊し、それはまた国民への主食の安定供給を困難にし、政府が進める米戸別所得補償モデル事業さえも台なしにするものと考えます。

私たちは、米の需給を引き締めて価格を安定・回復させるためには、政府が年産にかかわらず、 過剰米を40万トン程度、緊急に買い入れることが最も効果的であると考えます。

以上の趣旨から下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出していただくことを請願します。

〔請願項目〕

- 1、年産にかかわらず40万トン程度の買い入れを緊急に行うこと。
- 2、米価の下落対策を直ちに講ずること。

以上であります。

- ○議長(川越 忠明君) ただ今、朗読したとおりでありますが、補足説明の要があれば紹介議員の発言を許します。
- ○議員(内藤 逸子君) ただ今の趣旨のとおりであります。米価下落は、需給ギャップと消費者の低価格志向のため、と農水省は自らの責任を棚上げし、消費者に責任転換(まま)しています。異常な米価下落は、農民から米作りの見通しや意欲を奪うだけでなく、農協、米卸、小売業者の経営に大きな打撃を与え、地域経済にも深刻な影響を及ぼしています。また、消費者もこのままでは国産米が食べられなくなると心配しています。今すぐ40万トンの備蓄米を買い入れるなど米価下落対策をとるよう強く求めて意見書を出していただきたく、補足説明といたします。どうぞよろしくお願いします。
- ○議長(川越 忠明君) 以上で説明を終わります。本請願の取り扱いについては、調査の必要もあるかと思いますので、常道に従い、産業建設常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。皆さんおつかれさまでした。

午前10時24分閉会